

令和５年度那須塩原四季を感じる旅ナカＰＲツール作成業務仕様書

１．事業の名称

那須塩原四季を感じる旅ナカＰＲツール作成業務

２．事業の目的

本業務は、一般社団法人那須塩原市観光局（以下「観光局」という。）が発注する那須塩原四季を感じるＰＲツール作成業務を受託する者（以下「受託者」という。）に業務について、必要な事項を定めるものである。

３．事業概要

那須塩原市の豊富な観光資源や観光スポット、事業者が提供する商品（食・お土産・アクティビティ・もの作り体験）やサービス等を伝えるＰＲツール（冊子）を作成し、宿泊施設の各部屋に設置することで旅ナカ（旅行中）情報発信を強化する。

これにより、来訪者に対する観光スポットへの興味喚起及び地域内周遊につなげ、滞在時間の延長と旅行消費額の拡大を目指す。

４．履行期間

契約締結日から令和６年３月３１日

５．提案上限額

１，５９５，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

６．事業内容

（１）那須塩原四季を感じる旅ナカＰＲツール（冊子）の作成

① コンセプト

- ・本市らしさや本市ならではの魅力的な観光コンテンツを効果的に発信できる旅ナカＰＲツール（冊子）とし、行ってみたくなる、食べてみたくなる、商品を購入したくなる、体験したくなるようなストーリー性のある内容とする。
- ・文字情報と大きな画像を使用する等、インパクトのあるデザインにする。

② 掲載するコンテンツの取材及び撮影等

- ・掲載するコンテンツに対する取材、写真撮影、資料収集などを行うこと。また、紙面で使用する画像やイラストなどは、受託者において入手することとする。ただし、観光局が所有している画像や資料は可能な範囲で提供する。
- ・受託者が撮影した写真を使用する場合は、受託者側で施設等の許諾を得ること。
- ・取材及び撮影等の内容は、観光局と協議の上、決定することとする。

③ ＰＲツール（冊子）の仕様〈案〉

- ・サイズ：Ｂ５、表面・裏面、中面１０ページ、両面カラー、
- ・印刷部数：１０，０００部
- ・発行：令和５年度は１回（冬春号）

④ 掲載内容〈例〉

- ・誰もが知っている那須塩原の観光スポットと意外と知られていない穴場的な観光スポット

- ・那須塩原市の食のキャンペーンや那須塩原市ならではのグルメ情報
- ・花や紅葉の見ごろ、イベント情報
- ・なすしおばら観光パスポートへの誘導
- ・ふるさと納税の紹介
- ・その他、ターゲットの誘客につながる情報

⑤ 誌面構成〈案〉

表紙		7～8 P	
1～2 P	特集ページ①	9～10 P	イベント情報 その他の情報 読者アンケート
3～4 P	特集ページ②		
5～6 P	特集ページ③	裏表紙	

※デザイン・内容などについては、観光局と協議の上決定すること

※広告を掲載するため、中面10ページ以上の構成も可能とする

【表紙】

- ・四季折々の写真を使い、ターゲットに那須塩原市の魅力が伝わるようなデザインとすること
- ・表紙には受託者が提案するロゴを使用すること

【中面】

- ・冬春号(11月もしくは12月発行)特集ページについて提案すること
- ・昼と夜のおすすめスポット及びグルメ店を紹介すること
- ・QRコードにより、掲載した施設への誘導を行うこと

【裏表紙】

- ・周辺観光地（日光・那須・福島県）との距離が確認できる那須塩原市のMAP
- ・交通アクセス
- ・なすしおばら観光パスポート公式サイト・SNSの紹介、観光局の所在地

⑥納期

令和5年11月30日（木）

⑦納品場所

一般社団法人 那須塩原市観光局

(2) PRツール（冊子）タイトル及びロゴマークの制作

- ・PRツール（冊子）に付与する那須塩原市の「旅行」や「観光」と親和性のあるタイトル及びロゴマークを制作する。
- ・デザイン（案）に関しては、プロポーザル審査会で提案を行うこととする。
- ・作成上の留意点は以下のとおりとする。
 - ・未発表でオリジナル商品であること
 - ・既登録商標または類似商標登録が無く、商標登録が可能なものであること
 - ・単色版でも識別が可能なデザイン及び配色であること
 - ・デザインは、冊子、SNS投稿、LPなどで使用することを前提とする

(3) 他媒体への誘導

① SNSへの投稿

- ・観光局が保有するSNS（インスタグラム、フェイスブック、ツイッター）に、投稿する

内容の企画、原稿作成を行うこと。投稿回数は期間内10回以上とする。

- ・情報発信する上記項目をどのようなバランスで、月何回以上発信できるかなど、具体的に提案すること。
- ・投稿にあたっては、静止画だけでなく動画も可能な限り活用すること。また、必要に応じてリール機能を活用するなど、ユーザーの関心が得られる内容とすること。リポストなどにより受注者以外発信情報を拡散すること自体は差し支えないが、投稿回数にはカウントしない。
- ・ターゲットのフォロワー数を増やすための効果的な取組を行うこと。なお、実施に係るスケジュールや実施手法について具体的に提案すること。

〈取組の例〉

- インスタグラム投稿キャンペーンの実施
- SNS 広告の実施 など

- ・那須塩原市の観光及びPRツール（冊子）の認知度向上のため、1投稿あたり3,000インプレッションを目指すこと。

② PRツール（冊子）を那須塩原市観光局WEBサイトに掲載

（４）ランディングページ（LP）の制作

- ・制作したPRツール（冊子）をまとめたLPを制作すること。LPを掲載するサイトやドメインは、別途観光局と協議の上決定すること。
- ・制作したLPから、リンクにより掲載された事業者への誘導を行うこと。
- ・契約期間終了後に、観光局または他の事業者がホームページやInstagramを運用する場合に備え、スムーズな引継ぎができるよう、引継書の作成やサーバー等の名義変更などの対応を行うこと

（５）読者アンケート（WEB）の実施、集計

- ・ターゲット層へのアプローチ状況等をまとめる。
- ・当選者の確定及び商品の発送を行う。商品は観光局で用意する。

（６）その他の追加提案

- ・契約金額の範囲内で実施可能な取組があれば積極的に提案すること。

7. ターゲット

①居住地・性別・年代

首都圏を中心に、旅行のけん引役である20～40代女性

②属性

旅行や観光への関心が高く、情報収集に積極的でアクティブに行動する層

8. 業務スケジュール

業務遂行に向けた具体的な実施体制及びスケジュールを提示すること

9. 広告掲載

必要に応じ、純広告または記事広告の掲載を可能とする。ただし、広告営業は原則受注者が行うこととする。広告サイズは以下のとおりとする。

- ①中面 1/2 ページ
- ②中面 1/4 ページ

③中面 1 / 8 ページ

なお、広告を掲載するために10ページ以上が必要な場合は、内容についても提案すること。

10. 実施報告、効果検証

業務の実施結果について、読者アンケート（WEB）回収結果及びSNSアカウントのインサイト情報など、ターゲット層へのアプローチ状況など実施事業をまとめた実施報告書として提出すること。

実施報告書は紙ベースで5部及びデーターを納品すること。

11. 成果品の納品

次のものを、紙媒体及び電子データ（DVD-ROM等）で納品すること。電子データについては、最新のウィルス対策ソフトでウィルスチェックをすること。

- (1) 冊子 10,000部
- (2) ブランドマーク 1部（印刷したもの）
- (3) 本事業において使用した写真
- (4) 電子データ
 - ・アウトライン化済のデータ
 - ・AIデータ（元データ）
 - ・PDFファイル
 - ・各素材のJPEGデータ（各2MB以上のオリジナルサイズ及びWEBページ用にリサイズしたもの）
 - ・動画の場合は、MP4形式

12. その他

- (1) 制作過程で生じた権利関係、著作権等について必要な処理は受託者の責任において行うこと。
- (2) 本業務で作成した冊子や使用した写真、紙面デザイン、ランディングページ、その他の成果品に関する著作権は、全て観光局に帰属するものとする。
- (3) 成果品として納品した記事や写真データ等については、観光局のプロモーション等で有効に活用できると判断した場合は、広告を除き他の媒体でも使用できるものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。
- (5) 受託者は、本仕様書のほか、本業務の契約候補者選定に係るプロポーザルを実施した際に提出した企画提案書等の内容に従い本業務を履行すること。
- (6) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、観光局と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (7) 受託者は、業務を第三者に一括して再委託することはできない。また、業務の一部を委託する場合は観光局と協議の上、実施することができる。
- (8) 業務の実施にあたっては関連法を厳守すること。